

春日苑（短期入所）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会が開設する春日苑（以下「事業所」という。）が行う障害者総合支援法に規定する指定短期入所事業（以下「事業」という。）は、当該事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、看護職員、生活支援員及び栄養士（以下、「従業者」という。）が、適正な事業を提供することにより、支給決定を受けた利用者の居宅生活を支援することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の従業者は、居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする利用者に対し、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、必要な保護を行うものとする。
- 2 事業所の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。
 - 3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の居宅支援事業者及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び事業所の所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 春日苑
- (2) 所在地 春日井市廻間町字神屋洞703番地1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 1人以上
医師は、日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 看護職員 1人以上
看護職員は、医師の指導のもと、日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。
- (4) 生活支援員 1人以上（うち1人以上は常勤）

生活支援員は、利用者の生活指導及び生活訓練に関する業務に従事し、日常生活上の支援を行う。

(5) 管理栄養士 1人以上

管理栄養士は、献立作成、栄養量計算及び給食記録並びに調理員が行う給食業務全般の支援に従事する。

(事業の利用定員)

第5条 事業の利用定員は、次のとおりとする。

(1) 併設利用型 8名

(事業の内容及び主たる対象者)

第6条 事業におけるサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴・排せつ・食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 日常生活動作の機能訓練
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎

2 事業所において事業を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 障害児

(利用者から受領する費用の額)

第7条 事業サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該指定障害福祉サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割とする。ただし、市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

- 2 事業に要した送迎の費用は、送迎加算を算定している場合において、燃料費等の実費が送迎加算の額を超える場合は、その差額分を実費とする。
- 3 食事の提供に要する費用は、別表1のとおりとする。
- 4 光熱水費は、別表2のとおりとする。
- 5 入浴に係る光熱水費は、別表3のとおりとする。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその扶養義務者に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の送迎実施地域)

第8条 通常の送迎実施地域は、春日井市、瀬戸市、犬山市、尾張旭市、小牧市及び多治見市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 従業者は、利用者に対して、従業者の指示に従ってサービスの提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう、指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときは、速やかに申し出る。
- (2) 入所生活の規則は、事業所の規則を守り、入所者の迷惑にならないようにする。
- (3) 事業所で共有している設備は、他の迷惑にならないように利用する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出等の訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、生活支援員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、生活支援員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供するため、従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上を図るため、研修（前条に規程する利用者及び障がい児の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設ける

ものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内
- (2) 継続研修 施設内研修 1 回／月、施設外研修 1 回／年
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 15 年 4 月 1 日施行の「春日苑指定短期入所事業運営規程」は、廃止する。

(平成 18 年 8 月 31 日改正)

この改正は、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

(平成 22 年 10 月 1 日改正)

この改正は、平成 22 年 10 月 1 日から適用する。

(平成 26 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 27 年 7 月 1 日改正)

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 29 年 6 月 1 日改正)

この改正は、平成 29 年 6 月 1 日から適用する。

(令和元年 6 月 1 日改正)

この改正は、令和元年 6 月 1 日から適用する。

(令和 2 年 6 月 1 日改正)

この改正は、令和 2 年 6 月 1 日から適用する。

(令和 3 年 4 月 1 日改正)

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(令和 4 年 4 月 1 日改正)

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(令和 4 年 6 月 1 日改正)

この改正は、令和 4 年 6 月 1 日から適用する。

(令和 6 年 4 月 1 日改正)

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

食費	金額（食材料費）
朝食	305 円（192 円）
昼食	614 円（302 円）
夕食	511 円（264 円）
1 日あたり	1,430 円（758 円）

別表 2

光熱水費	金額
1 日あたり	395 円

別表 3

入浴に係る光熱水費	金額
1 日あたり	400 円